

武蔵野市 中小企業者等 テナント家賃 支援金

Rent Assistance For Small and Medium-sized enterprises
by Musashino City

支給対象 中小企業者、小規模企業者、個人事業者など

※国が家賃支援給付金の給付を決定している事業者が対象

支給額

最大 60 万円

※月額家賃による

個人事業者 月額家賃 37 万 5 千円を超える方

中小企業者等 月額家賃 75 万を超える方

申請期間 令和 2 年 8 月 17 日から令和 3 年 1 月 29 日まで（締切日の消印有効）

本支援金の概要は、裏面をご確認ください。

本支援金の支給額などの詳細及び申請資料は、市 HP などをご確認ください。



市 HP

お問合せ

0422-60-1968

（中小企業者等テナント家賃支援金コールセンター）

【裏面あり】

武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金の概要

■ 目的

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国は家賃等の負担軽減として家賃支援給付金事業を実施します。本市では、近隣市に比べ相対的に地価が高く（地価公示価格より）、これに伴い家賃も高い傾向にあるため、高額の家賃を支払う事業者で緊急事態宣言の延長・解除後も、売上減の影響が大きい事業者に対する家賃負担の軽減を目的として、本事業を実施します。

■ 支給要件

以下全ての要件に該当すること。

- (1) 中小企業者、小規模企業者または個人事業者等であること
- (2) 国の家賃支援給付金の支給対象であり、国が支給決定していること（中堅企業を除く）
- (3) 事業者自らの事業のために使用・収益する土地・建物を、市内で賃借していること
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
- (5) 法令等を遵守した事業を行っていること
- (6) 住民税の滞納がないこと（令和2年度課税の納税猶予の特例制度を受けている場合は除く）

※ 武蔵野市商店会活性出店支援金との併給はできません。

■ 支給例 個人事業者 月額家賃 67万5千円の場合

- 国 家賃 37万5千円まで $375,000 \text{円} \times 2/3 = 250,000 \text{円}$ - ①
家賃 37万5千円を超える $(675,000 \text{円} - 375,000) \times 1/3 = 100,000 \text{円}$ - ②
- 武蔵野市 家賃 37万5千円を超える $(675,000 \text{円} - 375,000) \times 1/3 = 100,000 \text{円}$
(上限 100,000 円) - ③
- 支給額 【国】 350,000 円/月額 (上記①+②) $\times 6$ か月 = 2,100,000 円
【武蔵野市】 100,000 円/月額 (上記③) $\times 6$ か月 = 600,000 円
= 計 2,700,000 円 (予定)

※国の家賃支援給付金の支給額は、国の審査によります。

■ 国及び武蔵野市の支給イメージ図

